

評 定 の 基 準

1. 評定方法

業務成績評定の採点にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、別表－1「業務成績採点表」（以下「採点表」という。）の各評定項目に従って、評価度を選択することにより評定を行うものとする。（必須評定項目の追加、削除、もしくは配点、重みの変更は行わない）

2. 事業担当課長の評定基準

(1) 事故等による減点

当該業務に関し、業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行なった場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、表－1を参考として－15点まで減点することができる。

表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
減点基準	－3点	－5点	－10点	－15点

(2) かしの修補及び損害賠償による減点

考慮しない。

3. 「調査業務、計画業務」及び「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」の採点表を使用するものとする。

しかしながら、この採点表を使用するには及ばない、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・単純調査業務等については、これらを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。

なお、「調査業務、計画業務」の内容については、以下に示す例を参考とされたい。

・「調査業務」の内容

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

・「計画業務」の内容

計画業務とは、「石川県農林水産部設計業務共通仕様書」第1-11条に定める貸与資料及び第2-1条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の

立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

4. 各業務区分における業務の具体例について

業務区分		業務の具体例
地質調査・ 単純調査業務・ 測量作業	地質調査	ボーリング調査、土質試験・検層、物理（弾性波等）探査高盛土計器設置及び観測、地すべり計器設置及び観測、トンネル水文・水質観測調査、地盤環境（土壌・地下水等）調査等
	測量作業	T S 地形測量、基準点測量（1～4級）、空中写真測量、路線測量、水準測量、河川測量、地形測量、平板測量、地積測量、確定測量等
	単純調査業務	<p>単純なデータ収集・整理等に関する業務</p> <p>単純なデータ作成・処理等に関する業務</p> <p>書類編集、原稿整理等の業務</p> <p>文献、資料等の収集・分類に関する業務</p> <p>水理・水文観測業務</p> <p>補償数量の算出</p> <p>単純な図面集、写真集等の作成</p> <p>一般的な現地踏査、単純な計測、観測調査</p> <p>定期的なデータのメンテナンス、データ加工業務</p> <p>不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）</p> <p>工事記録等資料の分類・整理</p> <p>クラック等変状の計測調査</p> <p>定期的なデータメンテナンス</p> <p>検討を要さない数量の算出等</p> <p>大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務</p> <p>現場技術業務における補助的な業務等</p>
調査業務・ 計画業務	調査	軟弱地盤特殊土質試験、動的土質試験、軟弱地盤対策検討、トンネル変状調査、地すべり機構調査・解析、軟弱地盤安定沈下概略設計、施工時計測管理（高盛土、トンネル等）浸透流解析、液状化判定、環境アセスメント、事業基礎調査等
	計画	事業計画（変更）、路線検討
設計業務	設計	各種基本設計、実施設計等

5. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評定項目毎に以下の重み付けを行う。

考 査 項 目		業務評定	地質調査、単純調査業務、測量作業、調査業務、計画業務、設計業務			
			技術者評定			
			管理	担当（注1）	照査	
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と執 行計画	20	20	5	
	実施状況 の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観	5	5	7.5	
結果評価	成果物の品質	30	30	30	50	
合 計			100	100	100	100

注) 1. 担当技術者は8名までとする。

6. 業務評価項目

評価項目	細 別	地質調査、単純調査業務、測量作業				調査業務、計画業務				設計業務				
		第一次評定者	第二次評定者	第三次評定者	評定点 / 配点(基礎点)	第一次評定者	第二次評定者	第三次評定者	評定点 / 配点(基礎点)	第一次評定者	第二次評定者	第三次評定者	評定点 / 配点(基礎点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)
	実施状況の評価	執行管理	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)
		品質管理	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)
		業務特性		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)
		創意工夫	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)
		説明調整能力の評価	説明調整能力	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)	○		
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)
結果の評価	成果品の品質	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	
評定者別評価点 ①		○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	
評定者別基礎点 ②		○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	
評定者別評定点(③=①+②)		④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	
業務評定点計 ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)		⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)					⑧				⑧				⑧	
⑨成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)					⑨				⑨				⑨	
総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨					⑩				⑩				⑩	
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> は、評定対象外 <div style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 50%;"></div> は、評定項目 </div>														